基本財産処分承認申請について

（書類作成上の注意）

１．書類は、申請書及び添付書類ともに各２部作成してください。

２．下表に記載の添付書類の他、必要に応じて下表に記載のない書類の提出を求める場合があります。予めご了承ください。

＜添付書類＞

○　必ず添付するもの

Ｎｏ．	書類名	説明
１	財産目録	前年度末現在のもの
２	定款	
３	理事会及び評議員会の議事録	写し
４	基本財産処分理由書	申請書記載の場合省略可

○　不動産の処分時に必要なもの

Ｎｏ．	書類名	説明
５	処分対象物件の登記事項証明書	
６	処分対象物件の評価鑑定書等(売却等する場合)	
７	売却金の使途等の説明書	
８	代替物件の建設計画書及び関係書類	
９	代替物件の資金計画書及び関係書類	
１０	代替物件建設中の事業継続関係書類	

（注）国庫補助等による老朽社会福祉施設改築の場合は、本申請は不要です。

○　現金の処分時に必要なもの

Ｎｏ．	書類名	説明
１１	処分対象現金の預貯金残高証明書	原本又は写し、申請時直近のもの。 複数ある場合、証明日は同日付けのもの。
１２	処分金の使途等の説明書	

○　申請が遅れた場合（すでに処分した後に承認を受ける場合）

Ｎｏ．	書類名	説明
１３	遅延の理由書	